

(別紙3)

物品売買契約書

売渡人 大槌町（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約物件）

第1条 甲は、その所有する末尾に表示する物品（以下「契約物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 この物品の売買代金は金 円とする。
（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（売買代金の支払）

第3条 乙は、第2条第1項の売買代金を、甲の発行する納入通知書により一括して納入期限までに納付するものとする。

2 前項の納入期限は、 とする。

3 乙が、前項に定める納入期限までに売買代金を完納しないときは、催告なしに甲はこの契約を解除することができる。

（所有権の移転）

第4条 契約物件の所有権は、乙が第3条第1項の売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（名義変更手続き及びその費用）

第5条 乙は、契約物件に名義変更手続きが必要な場合、第4条の規定により売買物品の所有権が移転した後、速やかに甲に対し譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

2 乙は、甲から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続きを行うものとする。この場合に必要な費用は、乙の負担とする。

（契約物件の引渡し）

第6条 契約物件は、第4条の規定によりその所有権が移転したときに、甲から乙に対し契約物件の所在場所において現状のまま引渡しを行うものとする。ただし、第5条に規定する名義変更手続きが伴う場合、甲は、第5条第2項の規定による名義

変更手続きの完了が確認できたときに、遅滞なく、契約物件を現状のまま乙に引き渡すものとする。

- 2 乙は、契約物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。
- 3 契約物件の所在場所からの運搬及び運搬等に必要な費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 この契約締結の日から契約物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することができない理由により契約物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第8条 甲は、この契約締結後、瑕疵担保の責任を負わないものとする。

- 2 乙は、引渡しを受けた契約物件に隠れた瑕疵を発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減額を請求することができないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法の適用を受ける場合、甲は契約物件の引渡しの日から1年間に限り売買代金の返還の責を負うものとする。

(風俗関連営業等の禁止)

第9条 乙は、契約物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこの用に供しようとする者に譲渡してはならない。

- 2 乙は、契約物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、当該暴力団及びその関係者に所有権を移転し、又は譲渡をしてはならない。

(違約金)

第10条 乙は、前条に規定する義務に違反したときは、第2条に規定する売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに、甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(法令遵守)

第11条 乙は、契約物件の法令上の規制を熟知の上この契約を締結し、契約物件を使用する場合は、当該法令を遵守しなければならない。

(解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除されたとき、乙は売買代金の 100 分の 5 に相当する額の違約金を支払わなければならない。

(乙の原状回復義務等)

第 13 条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに契約物件を現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が契約物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 15 条 甲は、第 3 条第 3 項又は第 12 条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙が損失を受けても、賠償の責めを負わないものとする。

2 乙は、第 3 条第 3 項又は第 12 条の規定によりこの契約を解除された場合において、契約物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 17 条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

大槌町長 平野 公三

乙

売買物件（契約物件）

物品名	数量